

告示第6号

宇和島市工事検査規程を改正する告示を次のように定める。

令和7年1月16日

宇和島市長 岡原文彰

宇和島市工事検査規程の一部を改正する告示

宇和島市工事検査規程（平成17年告示第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（検査の実施） 第5条 検査は、実地において行わなければならない。ただし、<u>特殊なものの検査については、公的な証明又はこれに類するものをもって検査に代えることができる。</u> 2・3 （略） （検査の立会い）	（検査の実施） 第5条 検査は、実地において行わなければならない。ただし、<u>次に掲げる場合は、この限りでない</u> _____。 <u>（1） 特殊なものの検査について、公的な説明又はこれに類するものをもって検査に代えることができる場合</u> <u>（2） 図面、写真又は書類等により、工事の適否の判定に支障がない場合</u> 2・3 （略） （検査の立会い）

第6条 (略)

- 2 市長は検査に当たっては、当該検査に係る工事の請負者又は現場代理人及び主任技術者、監理技術者又は専門技術者を立会いさせなければならない。

(検査の準備)

第7条 工事の請負者から工事完成届又は既成部分検査請求書の提出があった場合は、当該工事の監督員は、直ちに調査を行い、適当と認めたときは、工事完成(既成部分)出来形調書(様式第1号)及び出来形展開図(これを作成できない場合にあっては、出来形図とする。以下同じ。)を作成し検査に備え、次に掲げる書類及び図面を整備しておかなければならない。

(1)～(6) (略)

- 2 当該工事の監督員は、検査時までに、測点及び仮水準点その他特殊なくい等は、工事の請負者をして、これを存置し、又は判明するようにさせておかなければならない。

(完成検査)

第8条 (略)

2 (略)

- 3 工事検査復命書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 工事中的写真、完成写真及び検査状況の写真

(4) (略)

(検査済証の交付)

第9条 事業担当課長は、検査員から完成検査の結果、工事の完成を確認した旨の通知を受けたときは、工事完成検査済証(様式第

第6条 (略)

- 2 市長は検査に当たっては、当該検査に係る工事の受注者又は現場代理人及び主任技術者、監理技術者又は専門技術者を立会いさせなければならない。

(検査の準備)

第7条 工事の受注者から工事完成届又は既成部分検査請求書の提出があった場合は、当該工事の監督員は、直ちに調査を行い、適当と認めたときは、工事完成(既成部分)出来形調書(様式第1号)及び出来形展開図(これを作成できない場合にあっては、出来形図とする。以下同じ。)を作成し検査に備え、次に掲げる書類及び図面を整備しておかなければならない。

(1)～(6) (略)

- 2 当該工事の監督員は、検査時までに、測点及び仮水準点その他特殊なくい等は、工事の受注者をして、これを存置し、又は判明するようにさせておかなければならない。

(完成検査)

第8条 (略)

2 (略)

- 3 工事検査復命書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 工事中的写真及び完成写真_____

(4) (略)

(検査済証の交付)

第9条 事業担当課長は、検査員から完成検査の結果、工事の完成を確認した旨の通知を受けたときは、工事完成検査済証(様式第

4号)を工事の請負者に交付しなければならない。

(指示)

第10条 検査員は、完成検査の結果に基づき、工事の目的物に影響を与えない事項のうち、工事の請負者が行う必要があると認められる軽易な事項について、関係者に必要な指示を与えることができる。

(修補工事の請求)

第11条 検査員は、完成検査の結果、工事の目的物が設計図書に不適合で修補工事が必要であると認めた場合は、修補工事請求書(様式第5号)に修補工事設計書(図面を含む。以下同じ。)を添付して、工事の請負者に修補工事を請求し、これを施工させなければならない。

2 (略)

(修補工事完了届の提出)

第12条 工事の請負者は、修補工事が完了した場合は、修補工事完了届(様式第6号)を検査員に提出しなければならない。

2 (略)

(工事成績)

第13条 検査により完了を確認した工事については、別に定めるところにより、その成績を評定しなければならない。この場合において、完成検査により完成を確認した工事については、評定した成績を工事の請負者に通知しなければならない。

(既成部分検査)

第14条 既成部分検査は、工事の請負者の請求に基づき行うものとする。この場合において、既成部分の出来形に修補を要する部分があるときは、その部分の出来形を既成部分出来形から削除しな

4号)を工事の受注者に交付しなければならない。

(指示)

第10条 検査員は、完成検査の結果に基づき、工事の目的物に影響を与えない事項のうち、工事の受注者が行う必要があると認められる軽易な事項について、関係者に必要な指示を与えることができる。

(修補工事の請求)

第11条 検査員は、完成検査の結果、工事の目的物が設計図書に不適合で修補工事が必要であると認めた場合は、修補工事請求書(様式第5号)に修補工事設計書(図面を含む。以下同じ。)を添付して、工事の受注者に修補工事を請求し、これを施工させなければならない。

2 (略)

(修補工事完了届の提出)

第12条 工事の受注者は、修補工事が完了した場合は、修補工事完了届(様式第6号)を検査員に提出しなければならない。

2 (略)

(工事成績)

第13条 検査により完了を確認した工事については、別に定めるところにより、その成績を評定しなければならない。この場合において、完成検査により完成を確認した工事については、評定した成績を工事の受注者に通知しなければならない。

(既成部分検査)

第14条 既成部分検査は、工事の受注者の請求に基づき行うものとする。この場合において、既成部分の出来形に修補を要する部分があるときは、その部分の出来形を既成部分出来形から削除しな

なければならない。 2～4 （略） （中間検査） 第15条 （略） 2 第8条第2項、第10条及び前条第2項の規定は、中間検査について準用する。この場合において、中間検査に係る工事検査復命書には工程表と実績とを対比した書類、<u>中間検査状況の写真</u>その他必要な書類を添付しなければならない。 3 （略） （適用除外等） 第18条 （略） 2 第1条の2第1号の修繕並びに第2号及び第3号に掲げるものの検査又は検収については、この告示の趣旨に基づいてこれを行い、検査調書等については、工事材料（設備機器）検査調書（様式第7号）、業務検査調書（様式第8号）<u>及び</u>工事検査復命書（様式第3号） _____ によるものとする。 3 （略） （その他） 第19条 この告示に定めるもののほか、検査の実施に関しては、<u>愛媛県土木工事検査基準（平成11年3月26日訓第127号）、土木建築工事材料試験取扱要領（平成11年3月26日訓第128号）及び日本建築学会等各種標準仕様書</u>によるほか、<u>その他</u>必要な事項は、市長が別に定める。	なければならない。 2～4 （略） （中間検査） 第15条 （略） 2 第8条第2項、第10条及び前条第2項の規定は、中間検査について準用する。この場合において、中間検査に係る工事検査復命書には工程表と実績とを対比した書類 _____ その他必要な書類を添付しなければならない。 3 （略） （適用除外等） 第18条 （略） 2 第1条の2第1号の修繕並びに第2号及び第3号に掲げるものの検査又は検収については、この告示の趣旨に基づいてこれを行い、検査調書等については、工事材料（設備機器）検査調書（様式第7号）、業務検査調書（様式第8号）、<u>_____</u>工事検査復命書（様式第3号）<u>及び業務完了検査済証（様式第9号）</u>によるものとする。 3 （略） （その他） 第19条 この告示に定めるもののほか、検査の実施に関し _____ _____ _____ _____必要な事項は、市長が別に定める。
---	---

様式 3 号を次のように改める。

様式第 3 号(第 8 条、第 11 条、第 15 条、第 18 条関係) 工事検査復命書

工 事 検 査 復 命 書						
年 月 日						
宇和島市長 様						
検査員 所属 氏名 印						
職						
完 成						
年 月 日 次の工事の 既成部分 検査を終わりましたから、関係書類を						
中 間						
添えて復命します。						
検 査 工 事	年度	工事番号	施工箇所	工 事 名	設計金額 (最終)	請負代金額
		第 号			円	円
	着工	年 月 日	設計概要		受注者	
	完成	年 月 日			監督員	
指 摘 事 項					立会人	
記 事						

注 1 不要な文字又は欄は、抹消すること。

2 指摘事項欄は、朱書きすること。

様式第 4 号を次のように改める。
様式第 4 号(第 9 条関係) 工事完成検査済証

工 事 完 成 検 査 済 証	
年 月 日	
受注者	様
宇和島市長	
次の工事について、完成検査を終了し、工事の完成を確認したので、本書を交付します。	
1 工 事 番 号	第 号
2 工 事 名	工事
3 請負代金額	¥

様式第 5 号を次のように改める。
様式第 5 号(第 11 条関係) 修補工事請求書

修 補 工 事 請 求 書			
			年 月 日
受注者	様		
検査員 所属 氏 名 職			印 ○
次の工事について、 検査の結果、設計図書に適合しないので、下記のとおり修補工事を請求します。			
1	工事番号	第	号
2	工 事 名	工事	
3	請負代金額	¥	
記			
1	修補事項及びその内容		
2	修補工事完了の時期	年	月 日

注 修補工事請求書は 2 部作成し、1 部は工事の受注者に交付し、1 部は工事検査復命書に添付すること。

様式第 6 号を次のように改める。
様式第 6 号(第 12 条関係) 修補工事完了届

修 補 工 事 完 了 届		
年 月 日		
様		
住所 受注者		印
氏 名		
修補請求のあった次の工事について、下記のとおり修補工事を完了しました。		
1	工事番号	第 号
2	工 事 名	工事
3	請負代金額	¥
記		○
1 修補事項及びその内容		
2 修補工事完了の時期 年 月 日		
【※本件責任者及び担当者（押印する場合は、記載を要しない。） 本件責任者の職氏名及び連絡先： 担当者の職氏名及び連絡先：		

様式第 8 号を次のように改める。
様式第 8 号(第 18 条関係) 業務検査調書

業 務 検 査 調 書							
1 業務調書							
業 務 番 号	第	号	業 務 の 名 称				
業 務 委 託 料	円		受 注 者				
履 行 期 限	年 月 日		完 成 年 月 日		年 月 日		
2 業務検査成績							
成 果 品 目 録	規 格	数 量	成 績				検 査 認 定 に 対 す る 意 見
			優	良	普	可	
上記の 業務は、 年 月 日完成検査の結果、仕様書、図面その他の指示事項に適合したものと確認します。							
年 月 日							
			検査員 所属 氏名		印		
			職				

注 成績欄は、該当するものに○印を記入すること。

様式第 8 号の次に次の 1 様式を加える。
様式第 9 号（第18条関係） 業務完了検査済証

業 務 完 了 検 査 済 証	
年 月 日	
受注者	様
宇和島市長	
次の業務について、完了検査を終了し、業務の完了を確認したので、本書を交付します。	
1	業 務 番 号
2	業 務 名
3	業務委託料

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程の施行の際現にあるこの規程による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規程による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規程の施行の際現に使用している旧様式については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。